

# 平成20年第1回教育委員会臨時会記録

平成20年2月1日（金）

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

日 時 平成20年2月1日(金) 午前11時00分～午前11時35分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 職務代理者 大藏 雄之助  
委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ  
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 小林 英雄 教 育 改 革 長 小 澄 龍太郎

庶務課長 井口 順司 教 育 人 事 長 種 村 明 頼

教 育 改 革 中 村 一 郎 学 校 適 正 配 置 長 徳 嵩 淳 一

学 務 課 長 渡 辺 幸 一 社 会 教 育 長 森 田 師 郎

済 美 教 育 一 長 根 本 信 司 済 美 教 育 一 事 長 坂 田 篤

中央図書館長 和田 義 広

事務局職員 庶務係長 佐藤 則幸 法規担当係長 佐野 太一  
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 0名

### 会議に付した事件

#### (議案)

議案第1号 杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第2号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号 平成19年度杉並区一般会計補正予算(第5号)

議案第 5 号 平成 2 0 年度杉並区一般会計予算

## 目 次

会議録署名委員の指名について	4
議案審議	
議案第1号 杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を 改正する条例	4
議案第2号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等 に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第3号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例	6
議案第4号 平成19年度杉並区一般会計補正予算（第5号）	7
議案第5号 平成20年度杉並区一般会計予算	8

**委員長** ただいまから第1回教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、安本委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内しましたとおり、議案が5件となっております。すべての議案が平成20年第1回区議会定例会の提出予定議案で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条に基づく区長からの意見聴取案件となっております。したがって、同法律第13条により、本日の会議を非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、本日の会議は非公開といたします。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第1、議案第1号「杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。庶務課長から説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは私から、議案第1号につきまして、ご説明をさせていただきます。

本条例は昨年、平成19年5月に「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正がなされたことに伴い、創設されました育児短時間勤務制度の導入、これを実施するに当たりまして、法の規定により条例で定めることとされた事項を定める等の必要があるために提案するものでございます。育児短時間勤務制度は、育児を行う職員の仕事と育児の両立を一層容易にするための環境整備として、職務を完全に離れることなく、長期にわたり仕事と育児の両立が可能となるようにするため創設されたものでございます。

概要につきまして、お手元の議案の一番最後から2枚目に参考資料を添付いたしましたので、こちらをご覧くださいと思います。参考資料の上のほうにも記載しておりますように、育児短時間勤務制度の概要でございます。小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員を対象とし、勤務形態につきましては、1日当たり4時間、1日当たり5時間、週3回、週2日半及び条例で定める勤務形態の5つの勤務形態から選択することができるものでございます。本条例につきましては、本則におきまして、職員の育児休業等に関する条例の一部改正をしておりますけれども、そのほかに附則におきまして、給与に関する条例、退職手当に関する条例、勤務時間、休日、休暇等に関する条例、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例、幼稚園教育職員の給与に関する条例等の一部もあわせて改正しているところでございます。

それぞれの条項の改正内容につきましては、非常に大変細かくなっておりますので、説明のほうは省略をさせていただきますけれども、概略を申し上げますと、今申し上げたような新しい育児短時間勤務制度を導入することに伴う、それぞれの諸規定の整備ということで、お受け止めでいただければというふうに思います。

説明は以上でございます。議案の朗読は省略させていただきます。

**委員長** では、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

特にございませんでしょうか。

(「なし」の声)

**委員長** では、議案第1号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第1号は原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

次に、日程第2、議案第2号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

同じように、庶務課長、よろしく申し上げます。

**庶務課長** 議案第2号についてご説明いたします。

区が採用を行う学校教育職員につきましては、正規の勤務時間のうちに4時間につき15分の休息時間を置いているところでございますが、平成20年1月1日から都費負担教職員の休息時間制度が廃止されたところでございます。このことを受けまして、区が採用を行う学校教育職員の休息時間につきましても、都費負担教職員と同一の職場における同一の勤務内容であること等を勘案いたしまして、都と同様の見直しを行うことといたしました。

また、先ほど議案第1号でご説明申し上げたとおり、学校教育職員につきましては、平成20年7月1日から育児短時間勤務制度を導入することといたしました。これらのことに伴い、休息時間を廃止するほか、育児短時間勤務職員等の正規の勤務時間を定める等の必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明を申し上げます。新旧対照表の6ページをご覧くださいと存じます。休息時間を定めた第8条を削除し、第7条の休息時間について「45分」を「少なくとも45分」に改めるものでございます。その他の改正は、育児短時間勤務制度の導入に伴う改正でございます。

最後に、附則、施行日でございますが、休息時間の廃止、休憩時間の改正については平成20年4月1日、育児短時間勤務制度については平成20年7月1日としてございます。

説明は以上でございます。議案の朗読は省略させていただきます。

**委員長** ありがとうございます。

では、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

特にございませんでしょうか。

(「なし」の声)

**委員長** では、議案第2号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第2号は原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

続きまして、日程第3、議案第3号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長、ご説明をお願いします。

**庶務課長** それでは、議案第3号についてご説明いたします。

東京都では、都費負担教職員につきまして病気休職制度の見直しを行い、平成20年度より病気休職者に対し給与を支給する期間を2年から1年に短縮することとしたところでございます。このことを受け、区が採用する学校教育職員の給与支給期間につきましても、都費負担教職員と同一の職場における同一の勤務内容であること等を勘案いたしまして、東京都と同様の見直しを行うことといたしました。また、育児短時間勤務制度の導入に伴い、育児短時間勤務職員等の給与月額等を定める必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

改正内容につきまして、ご説明を申し上げます。新旧対照表の5ページをご覧いただきたいと思っております。第26条では、休職等になった職員に対しまして給与を支給することができることについて規定されてございます。第1項第2号におきまして、病気休職者に対しましてはその期間が満2年に達するまでは給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの100分の80を支給することができるものでございますが、この期間を「満2年」から「満1年」に改めるものでございます。その他の改正は、育児短時間勤務制度の導入に伴う改正でございます。

最後に、施行日でございますが、病気休職に関する改正規定は20年4月1日、育児短時間勤務制度については20年7月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

**委員長** では、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

特にございませんでしょうか。

(「なし」の声)

**委員長** では、議案第3号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第3号は原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

続きまして、日程第4、議案第4号「平成19年度杉並区一般会計補正予算（第5号）」を上程し審議いたします。

庶務課長、ご説明をお願いします。

**庶務課長** 今回の補正予算案につきましては、平成19年度の最後の議会ということでございますので、年度末に当たり所要の調整を行うものでございます。2枚おめくりいただきまして、3枚目をご覧いただければと思います。平成19年度一般会計補正予算概要（第5号）ということで、概要が書いているところでございます。こちらのほうで補正額という欄があります。教育費全体で2億2,000万余というところがございますが、左上のほうに△が3つ書いてございますけれども、こちらのほうが実際にこの補正予算案によりまして、予算内容を減額する内容でございます。一番上が下の2つの合計額ということで、2億2,800万余ということになってございます。

1点目といたしましては、「済美教育センター運営管理」、こちらのほうで1,000万の減額補正をしております。こちらにつきましては、区の学力調査を20年2月、今月に実施する予定でございましたけれども、これを5月に実施を変更いたしました。したがって、この学力調査につきまして、約1,700万予定をしておりますけれども、準備の費用につきましては、当該年度の19年度で執行いたしますけれども、実際の調査の実施が5月でございますので、その調査に必要な費用1,000万円を減額補正するものでございます。

それからもう1点、「情報教育の推進」で2億1,800万余が減額補正されております。こちらにつきましては、この19年度に学校に校務新システム、教員パソコン1人1台体制、それから各普通教室にパソコン1台ずつを配備すること。それから、学校図書館に図書システムを導入すること、これらの1年間分の予算、これリース費用でございますけれども、予算計上しておりました。そういう中で、学校図書館のほうは9月に導入されたこと、それから、そのほかの教員パソコン1人1台体制と1教室1台体制というのが、この3月に整うような段取りになってまいりました。ですので、12カ月分のリース費用を計上したんですけれども、それが結果的には今申し上げた図書のほうは7カ月、校務支援等につきましては1カ月分のリース費用で済んでしまった関係で、その残余となります2億1,800万余を減額補正するものでございます。

以下、「学校諸施設整備充実」、これは小学校、それから「荻窪小学校移転改築」、こちら等の内容が書いてございますけれども、こちらにつきましては財源の更正ということで、当初は特定財源であります施設整備基金の繰入金、こちらのほうの予算を使って執行する予定でございましたけれども、そういう形じゃなく一般財源を使っていくという形にいたしましたので、その財源の内訳を変更するという内容でございます。執行内容につきましては基本的な変更はございません。



補正予算案につきましての説明は以上でございます。

**委員長** では、ただいまの説明にご質問、ご意見がございましたらお願いします。

**大藏委員** 単年度予算ですから、今のパソコンの話を今年度を来年度に送るわけですが、その分は次に来年度の一般会計予算が出ていますけれども、そちらのほうに組み込むんですか。

**庶務課長** 来年度には20年度の学力調査の予算が入っております。その予算で5月に調査を行って、また残りというのは21年度の学力調査に向けた費用というのがまた必要になっていますので、それを半分ずれたといたらちょっと正確な言い方かというのがありますが、準備の分は19年度の予算を使って、実際の実施は20年度の予算を使う。21年度に向けての準備の分を20年度予算で使っていくと。そんな形になってまいります。

**大藏委員** そちらはわかりました、パソコンのほうです。

**庶務課長** パソコンのほうは、基本的にこれリース費用を計上しているものでございますので、来年度以降につきましては、12カ月分予算計上しておりますし、それに従って執行してまいります。

**大藏委員** わかりました。

**委員長** ほかにございませんか。

(「なし」の声)

**委員長** では、お諮りします。議案第4号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第4号は原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

続きまして、日程第5、議案第5号「平成20年度杉並区一般会計予算」を上程し、審議いたします。庶務課長、ご説明をお願いします。

**庶務課長** それでは、一般会計の当初予算案につきましてご説明をさせていただきます。

2枚おめくりいただきまして、資料の1ページというところをご覧くださいと思います。こちらに予算編成に関する基本方針が書いておりますけれども、20年度の予算につきましては、「杉並のいのちを育む予算」、ちょっとこちらには書いてございませんけれども、基本的なコンセプトとしては「杉並のいのちを育む予算」ということで編成したということでございます。

重点的な予算配分といたしまして、人の命をはぐくむということで、例えば学校の教育課題に柔軟に対応した学級編制を行うために「30人程度学級」を実施するほか、学習支援教員やスクールソーシャルワーカーなどを新たに配置するなど特別支援教育を充実する。それから、これは教育のほうではございませんけれども、75歳以上の後期高齢者を対象にした新たな医療制度に确实

に対応する。そして、「いのちをはぐくむ予算」というものに、特に意を注いで編成をした内容というふうに聞いております。

資料のほうにお戻りいただきまして、6番目のほうに行革効果ということで書いております。こちらのほうで行革の目標として約2億ということで見込んでおりましたけれども、右のほうに書いてあります主な内容、図書館運営の経営改革、南伊豆健康学園の見直し等々で約1億6,700万の行革効果が見込まれると。そういう中で、教育委員会のインセンティブ経費として約1,900万の経費が生まれたということで、7に書いてあります記載の5項目、「成田西幼稚園の外壁塗装工事」、その他の内容につきまして、これを教育委員会としてのインセンティブ経費として使っていく案としているところでございます。

おめくりいただきまして、4ページをご覧くださいと思います。こちらのほうに全体の予算が書いてございます。ちょっと、これ資料が細かくて申し訳ございませんけれども、左の下から4段目に歳出合計が書いてございます。それをさらに右のほうにいつていただいて、真ん中よりちょっと右側に予算額の合計ということで書いてございますけれども、20年度の当初予算は1,546億円余ということでございます。こちらにつきましては前年比で2.15%の増ということで、若干の増があるというのが区の予算全体の枠でございます。

その上で、教育費でございますけれども、表をさらに上のほうに上がっていただきまして、一番左に45教育費と書いております。こちらが教育費の説明でございますけれども、この45の欄を右のほうにいきまして、真ん中よりちょっと右側に162億9,500万余という数字が書いてあります。こちらが教育費に関する予算でございます。右のほうにいきますと前年度の予算額が1,595億余というのが書いてございますように、教育費につきましては前年比で2.12%の増ということでございます。全体の増が2.15%でございますので、全体の増に比べると若干低い増額でございます。ただ、これにつきましても昨年の予算では教育費が20%増えたというのがございました。ですから、もう少し長いスパンで考えた場合には、あながちこの比率が少ないという話ではないかなというふうには受け止めているところでございます。

それから一番右側に10.54という数字が書いてございます。こちらのほうは一般会計予算の中での教育費の構成率でございます。こちらにつきましても、前年も全く同じく10.54ということでございました。ですから、一般会計の器の大きさが伸びたことに合わせて概ね教育費も増やしたところが全体的なつかみかなと受け止めているところでございます。

続きまして、10ページ以降をご覧くださいと思います。こちらのほうから、投資事業の概要というところがまず入ってまいります。今回の予算につきましても、基本的には区の実施計画というものがございまして、基本的には実施計画に載せられた計画事業が中心的に計画されて

いるところでございます。また、この間、教育委員会としても教育ビジョン推進計画を検討しているわけでございますけれども、このビジョン推進計画に載せていく内容もあわせて当初の予算案には入れてきているところでございます。そういう内容ということで全体はおつかみをいただければということです。個別のところへ入ってまいりますけれども、まず10ページの一番上に「エコスクールの推進」というのが入っております。こちらのほうに実施校の数だとかが書いてございますけれども、現在、エコスクールの懇談会を作って、エコスクールのあり方についてはまだ検討の最中というところでございます。ですから、本格的な懇談会の提言に基づく取り組みにつきましては、懇談会の提言を受けた上で、補正予算でという考え方をとっています。例えば、徹底したエコスクールをつくった場合には、エアコンをつけていくというお話がございますけれども、それについては今後の補正予算の中で考えていくと、そんな形になっているというのがございます。

それから、右側の11ページにまいりまして3段目、「天沼小学校の建設」ということが出てまいります。ご案内のとおり、3月末をもって、杉五小、若杉小の両校が終わりになって、新たな天沼小学校が20年4月から始まるわけでございますけれども、その新しい校舎につきましては、今回の予算の中で記載とおりに計上をしているところでございます。工期につきましては、20年9月から22年8月ということで予定をしております。

おめくりいただきまして12ページに「井草中学校の改築」、あるいは「大宮前体育館の移転改築」といった予算が掲載されております。

それから、13ページへまいりまして3段目、「教育ビジョンの推進」という中に「教育基本条例等に関する経費」というのが載っております。こちらにつきましては、より教育に関して専門的な識見を有する方の話を聞く機会を持つ予算ということで、そういった予算が計上されております。

それから、その次の段、「地域教育改革の推進」については、地域運営学校として学校運営協議会9校、これにつきましては現在6校のところを、この3月までに3校増やした上で4月から9校という体制で臨んでいく。それから、学校支援本部につきましても、新たに15校を加えた30校でということで予算計上しているところでございます。

次に14ページをご覧ください。左上に「学校人事・給与事務」というのがございまして、その中で線が引いてあるところがございます。「教員代替等職員人件費」ということでございます。こちらのほうは「30人程度学級の実施」に伴うものです。区費教員を基本的には充てていくということでございますけれども、そのほかに30人程度学級をやるときに単学級の学校につきましては、例えば、1つの学年に38人とか39人いた場合にはそれを分けなくて、1学級

にした上で補助教員をつけるという考え方をとっていますので、後ほど、その計上した予算についてはご説明いたします。

それから、その下「特別支援教育」の中で、線を同じく引いております「学習支援教員」10名というのが書いてございます。こちらにつきましては、新たにやはり手のかかるお子さんたちの指導に対しての新たな制度として、そういう学習支援教員というものを置いて、いわゆる支援を要するお子さんたちの教育の支援の充実を図ってまいるという内容でございます。

それから、先ほど「30人程度学級の実施」の関係で若干触れましたが、同じく右側の15ページの下にも「フレッシュ補助教員」という事業で、「30人程度学級の実施」に伴う、「学級補助教員」の経費が計上されております。

それから、おめくりいただきまして16ページ、左上に「科学館事業と運営」という中で、右のほうにありますように「新科学館検討委員会」というのが書かれております。科学館につきましては、今後、区のほうで、現在若杉小学校の跡地をどうしていくかという検討をされているということがございます。そういうところの検討とも横にらみをしながら、この検討の具体化を進めてまいるというところでございます。

それから、その下3段目で「学校教育への支援」というのがございまして、こちらは「スクールソーシャルワーカー」、現在1名ついておりますけれども、これを2名にして、よりこういった個別の教育課題のあるお子さん、あるいはご家庭への対応を強化していく。それから、いのちを育む教育ということで、これは先ほど申し上げた区の予算編成方針の教育の部分をいかに進めるかという中で、予算が計上されているところでございます。

その次に「小学校の運営管理」というのがございまして、こちらに「学校トイレの改修」というのがございます。こちらにつきましては洋式トイレを増やして、和式でなかなかお子さんたちがトイレに行かなくなっているという問題について、改善を図っていくという内容でございます。

それから、おめくりいただきまして、18ページの「図書館運営」というところで、同じく下線を引きまして「DAISY（デージー）図書製作」というのがございます。こちらにつきましてはインセンティブ経費のほうにもお示しをしておりますが、障害者用の図書のデジタル化というものを行うための費用を計上しているところでございます。

ポイントとして取り上げさせていただく内容につきましては、以上のとおりかと考えております。いずれにいたしましても、全体としては2%ほどの微増という中で教育費については組み込まれているということで、お受け止めをいただければと思います。

説明は以上でございます。

**委員長** ありがとうございます。では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

**大藏委員** 下線を引いてある中のご説明のなかった幾つかについて。

18ページが一番上の「就学前教育」の漢字教育ですが、これは区立の幼稚園、私立の幼稚園、両方でやるんですか。

**学務課長** 当面、区立幼稚園のほうで試行、あるいは全園で実施をして、十分検証した後に私立にもご紹介といいますか、ぜひご利用いただきたいということで、区内全域で使っていきたいと考えてございます。

**大藏委員** それからもう一つは、14ページの下から3つめのところに、「奨学資金債権管理・回収等業務委託」ですか、民間事業化提案、これは何ですか。

**学務課長** これは、今年度区のモデル事業の一環として行った奨学金の回収業務を民間事業者に委託するものの2年目の取り組みでございます。今年度モデル事業として実施いたしましたけれども、現状かなり効果が見込めるという状況でございますので、来年度も引き続き取り組んでいきたいという内容でございます。

**大藏委員** 回収というのは、本来その期限が来たら本人または保護者が払い込むことになっているんでしょう、本当は。それが滞っているので回収に行くんですか。

**学務課長** 今回委託いたしましたのは、あくまでもいわゆる滞納者で、なかなか督促してもお返しいただけない、あるいは居所が不明等で、区でなかなか回収が困難だという方を抽出いたしまして、175件ほど委託してございます。来年度もそれに準じた形で検討しているところでございます。

**委員長** ほかにございましたらお願いします。

「図書館維持管理費」というのがかなりの減のようですけども、これはこれでやっていけるんですか。

**図書館長** 予算の組み替えでございまして、電子計算組織の運営管理、この金額を維持管理から運営管理のほうへ動かしているんですね。ですから、全体としては同じということなんです。

**委員長** ああ、そうですか。わかりました。増減の欄だけ見えていますとかなり△が多くて。だけど全体と見れば先ほどのご説明のように増加しているということなんです。学校の改築などが入ってくると、かなりの額がそっちへいきますし、あと細かいところをずっと都合していかないと、限られた予算だから大変ですよ、この組み方というか。そういうような気持ちがよくわかる予算みたいな気がいたします。

ほかにございませんか。

(「なし」の声)

**委員長** では、議案第5号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第5号は原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

これで、予定されました日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。ありがとうございました。